

第 28 回 国家への自由 (2)

【到達目標】 選挙における投票価値の平等について、議員定数不均衡問題などの具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

【事前学修】 議員定数不均衡訴訟最高裁判決(II-148)の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

2. 一票の較差

- 議員定数不均衡事件最高裁判決 (最大判昭和 51 年 4 月 14 日民集 30 卷 3 号 223 頁)
  - ・ 現行の公職選挙法上、1 人 1 票の原則は保障されているが、各選挙区の議員定数の配分に不均衡があり、有権者数との比率において、各選挙人の投票価値に不平等が生じている。
  - ・ 1972 (昭和 47) 年 12 月 10 日に行われた衆議院議員選挙の千葉県第 1 区の選挙に関して、同選挙区の選挙人 X は、公職選挙法 204 条に基づき、同選挙を無効とする判決を求めて提訴した。その無効理由として、選挙当時の公職選挙法別表第 1、同法附則 7 項ないし 9 項の規定による各選挙区間の議員 1 人当たりの有権者分布表比率は最大 4.99 対 1 に及んでおり、これは、一部の選挙区の国民を不平等に扱ったものであり、日本国憲法 14 条 1 項に反すると主張した。第一審 (東京高判昭和 49 年 4 月 30 日行集 25 卷 4 号 35 頁) は、議員定数の不平等が容認できない段階ではないとして棄却したので、X は上告した。
  - ・ 最高裁判所は、(1) 投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素を斟酌してもなお、一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達しているときで、かつ、(2) 人口の変動の状態を考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのに、それが行われない場合には違憲となるという基準を示したうえで、当該選挙は、選挙の平等の要求に違反し、配分規定は全体として違憲の瑕疵を帯びると判示しながらも、選挙の効力については、選挙を全体として無効にすることによって生じる不当な結果を回避するために、行政事件訴訟法 31 条に定める事情判決の法理を援用し、選挙を無効とせず違法の宣言にとどめる判決を行った。

※ 衆議院議員選挙・参議院議員選挙の差異や近時の判例の動向については、「憲法 II (統治機構)」で講述する。

- 議員定数不均衡事件最高裁判決 (最大判平成 24 年 10 月 17 日民集 66 卷 10 号 3357 頁)
- 議員定数不均衡事件最高裁判決 (最判昭和 59 年 5 月 17 日民集 38 卷 7 号 721 頁)
- 議員定数不均衡事件最高裁判決 (最大判平成 23 年 3 月 23 日民集 65 卷 2 号 755 頁)
- 議員定数不均衡事件最高裁判決 (最大判平成 27 年 11 月 25 日民集 69 卷 7 号 2035 頁)

【事後学修】 講義の内容を踏まえて、一票の較差について整理する。参議院 (II-150) 及び地方議会 (II-151) における議員定数不均衡に係る最高裁判決、ならびに衆議院における議員定数不均衡に係る平成 23 年 (II-153) と平成 27 年 (II-149) の最高裁判決の意義について、簡潔にまとめておく。

## Quiz

Q28 参政権に関する記述として、最高裁判所の判例に照らして、妥当なのはどれか。

1. 憲法は、国会議員の選挙制度の仕組みについての具体的な決定を国会の裁量にゆだねていると解され、国外に居住して国内の市町村の区域内に住所を有していない日本国民に国政選挙における選挙権の行使を認める制度の対象となる選挙を比例代表選出議員の選挙に限定することは、違憲とはいえない。
2. 戸別訪問が不正行為を助長するおそれがあるというのは、抽象的な可能性にとどまり、被訪問者の生活の平穩を害するという点は、制限を置くことによってその弊害を除くことができるので、戸別訪問を一律に禁止している公職選挙法の規定は、合理的で必要やむを得ない限度を超えており、憲法に違反する。
3. 憲法は立候補の自由について直接には規定していないが、立候補の自由も憲法の保障する基本的な人権の一つと解すべきであり、労働組合が、組合の方針に反して立候補しようとする組合員に対し、立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由に当該組合員を統制違反者として処分するのは、組合の統制権の限界を超えるものであり、違法である。
4. 選挙に関する犯罪により一定以上の刑に処せられた者に対して、選挙権を所定の期間停止することは、選挙権が主権者としての市民の主権行使の権利であるので、憲法に違反するが、被選挙権を所定の期間停止することは、被選挙権は選挙されうる資格ないし地位であるので、憲法に違反しない。
5. 選挙運動の総括主宰者だけでなく、組織的選挙運動管理者等が、買収等の悪質な選挙犯罪をないし禁錮以上の刑に処せられたときに、候補者であった者の当選無効や立候補の禁止という連座の効果を生じさせる公職選挙法の規定は、投票者の選挙権を侵害し、候補者の立候補の自由と被選挙権を侵害するものであり、憲法に違反する。

(平成 25 年度特別区職員 I 類採用試験)

— \* — \* — \* — \* — \* — \* — \* — \* — \* — \* — \* — \* —

## Quiz

の答え

Q1-1:2, Q1-2:6, Q2:4, Q3:3, Q4:2, Q5:7, Q6-1:3, Q6-2:3, Q7:2, Q9:5, Q10:4, Q11:5, Q13:3, Q15:5, Q16-1:4, Q16-2 ア:2,イ:2,ウ:1,エ:1, Q17:2, Q18:5, Q19-1:4, Q19-2:3, Q20:5, Q22-1:4, Q22-2:4, Q23-1:3, Q23-2:5, Q24:5, Q25-1:4, Q25-2:1, Q26-1:1, Q26-2:3, Q27:4, Q28:3

この講義をしっかりと聞いたうえで、関連する論点を少し補いつつきちんと復習をすれば、各種の国家試験等に確実に解答できるということが実感できるはずである。